

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年7月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

令和7年度旧岩美鉱山坑廃水処理中和殿物収集運搬業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 入札方法

ア 入札は、紙入札により行うものであること。

イ 入札者は、入札書に令和7年度旧岩美鉱山坑廃水処理中和殿物収集運搬業務仕様書（以下「仕様書」という。）の5に示す産業廃棄物1トン当たりの収集運搬単価（消費税及び地方消費税額を含まない額）を記載するとともに、記載した単価に仕様書の5に規定する予定数量を乗じて得た金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を入札金額として併せて記載すること。

ウ 契約に当たっては、単価契約によるものであり、入札書に記載された単価を契約単価とするため、落札額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が廃棄物処理の産業廃棄物（収集・運搬）に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定により、汚泥の収集運搬に係る鳥取県知事の許可を受けている者であること。

(5) 鳥取県鳥取市、八頭郡又は岩美郡内に本店、支店、営業所その他の事業所（以下「東部区域内事業所」という。）を有していること。ただし、東部区域内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限り。

3 契約担当部局

鳥取県生活環境部自然共生社会局水環境保全課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県生活環境部自然共生社会局水環境保全課上下水道担当

電話 0857-26-7401

電子メール mizukankyohozen@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

令和7年7月11日（金）から同月22日（火）までの間にインターネットのホームページ（生活環境部自然共生社会局水環境保全課（<https://www.pref.tottori.lg.jp/mizutaiki/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年7月11日（金）から同月22日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和7年7月31日（木）午後2時

イ 開札日時

即時開札

ウ 場所

鳥取県庁本庁舎地階 第6会議室

(5) 郵便等による入札

不可とする。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和7年7月22日（火）午後5時までに電子メール、郵便等（必着）又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約単価に仕様書の5に規定する予定数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。